

大津市生産性向上推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者及び小規模企業者が業務の効率化、省人化等により生産性の向上を目的として実施する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、中小企業の事業の拡大を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に本店又は主たる事務所を有するもの（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者に該当する事業者であつて、市内に本店又は主たる事務所を有するものをいう。
- (3) 支援機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関

イ 大津市・草津市創業支援等事業計画において認定連携創業支援等事業者となっている者
(補助対象事業)

第3条 この要綱による大津市生産性向上推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業であつて、事業の生産性向上により地域経済の活性化に寄与すると市長が認めるものとする。

- (1) 生産性の向上に関する取組及び当該取組後の事業活動に係る具体的な計画（以下「事業計画」という。）を策定し、当該取組によって得られる効果により業務の効率化、省人化等が可能であると認められること。
- (2) 市内において実施する事業であること。
- (3) 当該事業の実施に当たり法令（条例等を含む。）に基づく許認可等を要する場合にあっては、当該許認可等を得ていること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 第7条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）において、現に事業を営んでいる者であって、当該事業を開始してから3年を経過したものであること。
- (2) 申請日において、市内に本店又は主たる事務所を有していること。
- (3) 申請日において、3年以上を期間とする事業計画を定めていること。
- (4) 支援機関による支援を受けている者であること。
- (5) 補助事業終了後も市内において事業活動を継続して行う予定のある者であること。
- (6) 第6条第2項の規定により支給する補助金（以下「賃金引上げ枠補助金」という。）にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の日（以下「申請日」という。）において、第6条第2項に規定する水準の賃金の引上げ（以下「特定賃上げ」という。）を同項に規定する指定期間内において実施した者であること。

イ 申請日において特定賃上げを実施していない者にあつては、第6条第2項に規定する指定期間内において確実に特定賃上げを実施する予定である者であつて、特定賃上げを実施する予定である旨を同項の従業員に周知したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の規定による許可又は届出を要する事業を営む者
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体に関する活動を行うと認められる者
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に関する活動を行うと認められる者

(5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員である者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者

(6) 公序良俗に反する事業を営む者

(7) 市税及びその延滞金等を滞納している者

(8) その他第1条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けている経費を除く。）のうち、次に掲げるものとする。

(1) システム等の構築若しくは改修又は運営に要する経費

(2) 設備、機器、備品等の購入費又は改修費

(3) 店舗、事務所等の増築費又は改修費

(4) その他市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、3,000,000円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める期間（以下「指定期間」という。）内において、補助対象者がその常時使用する従業員（市内の事務所又は事業所に勤務する者であって、この項に規定する基準日及び賃金の引上げのあった日において在籍しているものに限る。以下同じ。）に支払っている賃金（基本給及び市長が適当と認める手当に限る。）の平均額を、市長が別に定める基準日（以下「基準日」という。）時点における当該平均額と比較して3.5パーセント以上引き上げた場合における補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち補助対象者が選択するいずれかの額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(1) 補助対象経費の2分の1以内の額（その額が4,000,000円を超えるときは、4,000,000円）

(2) 補助対象経費の3分の2以内の額（その額が3,000,000円を超えるときは、

3, 000, 000円)

(交付申請書)

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 支援機関確認書（様式第4号）
- (4) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、税務署長に提出した開業届の写し）
- (5) 大津市税の賦課の対象者にあっては、市税の滞納がないことを証する書類
- (6) 賃金引上げ枠補助金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 基準日時点における従業員の給与の支給明細が確認できる資料（賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。）

イ 基準日時点における従業員の所定労働日数及び所定労働時間が確認できる資料

ウ 賃金引上げ要件確認書（様式第4号の2）（特定賃上げを実施する前の賃金に係る部分に限る。）

エ 申請日において特定賃上げを実施していない場合にあっては、賃金引上げ計画の表明書（様式第4号の3）

- (7) その他市長が必要と認める書類

(決定通知書)

第8条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請棄却(却下)決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第7号）又は大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定変更通知書（様式第

8号) により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請書(様式第9号)又は大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第10号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、第7条第2項各号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付するものとする。

(承認通知書等)

第11条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認決定通知書(様式第11号)若しくは大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第12号)又は大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第13号)若しくは大津市生産性向上推進事業費補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市生産性向上推進事業費補助事業実績報告書(様式第15号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業実施報告書(様式第16号)

(2) 経費別決算額明細書(様式第17号)

(3) 経費の支出を証する書類

(4) 購入した設備、機器、備品等の状態が確認できる写真(これらの購入を行った場合に限る。)

(5) 賃金引上げ枠補助金の支給を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類

ア 特定賃上げ後における従業員の給与の支給明細が確認できる資料(賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。)

イ 特定賃上げ後における従業員の所定労働日数及び所定労働時間数が確認できる資料

ウ 賃金引上げ要件確認書(様式第4号の2)(特定賃上げを実施した後の賃金に係る部分に限る。)

(6) その他市長が必要と認める書類

(確定通知書)

第13条 規則第15条の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金確定通知書(様式第18号)により行うものとする。

(交付請求書)

第14条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付請求書(様式第19号)とする。

(取消通知書)

第15条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書(様式第20号)により行うものとする。

(返還通知書)

第16条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市生産性向上推進事業費補助金返還通知書(様式第21号)により行うものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産についてその保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき(以下「財産処分等」という。)は、大津市生産性向上推進事業費補助財産処分等承認申請書(様式第22号)により報告し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、前項の承認をした者に対し、当該承認に係る財産の処分等により収入があるときは、その収入の一部又は全部を市に納付させることができる。

4 規則第23条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

5 規則第23条第2号の市長が定める機械及び重要な器具は、取得価額が500,000円以上のものとする。

(状況報告等)

第18条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、売上高及び財産の管理の状況等について報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市生産性向上推進事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
補助事業の目的 及び内容	
事業完了予定日	年 月 日
補助事業に要する 経費	円
補助金交付申請額	円
補助金の区分	通常枠 賃金引上げ枠(1)（補助率 2 分の 1 上限 4 0 0 万円） 賃金引上げ枠(2)（補助率 3 分の 2 上限 3 0 0 万円）
添 付 書 類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 支援機関確認書（様式第 4 号） (4) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、税務署長に提出した開業届の写し） (5) 市税の滞納がないことを証する書類（大津市税の対象者に限る。） (6) その他市長が必要と認める書類 <賃金引上げ枠補助金を申請する場合、以下の書類も添付すること。> (7) 基準日時点における従業員の給与の支給明細が確認できる資料（賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。） (8) 基準日時点における従業員の所定労働日数及び所定労働時間が確認できる資料 (9) 賃金引上げ要件確認書（様式第 4 号の 2）（賃上げ前分に限る。） (10) 申請日において賃上げを実施していない場合にあっては、賃金引上げ計画の表明書（様式第 4 号の 3）

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

申請者	氏名： 経理担当： 住所： 電話： メールアドレス：	資本金：千円 (出資金)
	(法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者名)	従業員：人
中小企業基本法上の業種分類 (該当する業種を選択)	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業 ☐ その他（ ）	
補助事業の名称	(具体的な内容が分かる計画名を記載)	
課題	(補助を受けて解決したい課題や問題点について記載)	
事業概要	(業務効率化や省人化等について、具体的に記載)	
事業の効果	(地域のにぎわい創出、経済の活性化等の波及効果等を記載)	
3年以上の計画の見通し、ロードマップ等		
賃金引上げ枠補助金を申請する場合	(別に定める基準日時点の、常時使用する従業員の平均賃金を記入)	

※ 記載量により、複数ページにわたっても差し支えありません。

※ 補助事業の名称及び事業概要（技術、ノウハウその他の競争優位性を失うおそれのあるものとして公開に適さないと市長が認める情報を除く。）については、公開する可能性があります。

様式第 3 号（第 7 条関係）

収支予算書

【収入の部】

区分	予算額	備考
自己資金	円	
借入金	円	
市以外の補助金	円	
その他	円	
市補助金	円	大津市生産性向上推進事業費補助金
合計	円	

【支出の部】

経費区分	予算額	備考
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	

※ 必要に応じて行を追加してください。

様式第4号（第7条関係）

支援機関確認書

年 月 日

（宛先）

大津市長

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名

申請者（ ）の事業計画書について、以下のとおり確認しました。

1 支援機関担当者名等

- (1) 支援機関担当者名
- (2) 支援機関電話番号
- (3) 支援機関担当者メールアドレス

2 事業計画に対する所見

- ※ 「代表者氏名」に記入する氏名は、本確認書を記載する支援機関の内部規程等により判断してください。
- ※ 「所見」は、計画どおりに事業を継続して実施することが見込めるか、地域のにぎわい創出に寄与するか等の観点から内容を確認し、所見を記載してください。なお、確認に当たり、事業内容や計画の記載内容に対する改善提案、アドバイスを行った場合は、その内容も記載してください。

賃金引上げ要件確認書

[illegible][illegible]

様式第4号の3（第7条関係）

賃金引上げ計画の表明書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

当社は、事業完了日までに常時使用する従業員の平均賃金を3.5%以上増加させることを表明いたします。

従業員に対し、どのように今後の賃上げを表明したかを明記してください。

（例：全従業員へのメール、社内掲示板への掲示など）

※口頭での表明は不可。用紙配布やメール等記録に残る方法に限る。

様式第 5 号（第 8 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市生産性向上推進事業費補助金の交付について、
次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
補助事業の目的 及び内容	
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則、大津市生産性向上推進事業費補助金 交付要綱及び大津市生産性向上推進事業費補助金募集要項の規定 を遵守すること。 (2) 補助事業の内容又は経費の変更をする場合は、大津市生産性向 上推進事業費補助事業変更承認申請書を提出し、市長の承認を受け ること。 (3) 補助事業を中止又は廃止する場合は、大津市生産性向上推進事 業費補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受け ること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない、又は遂行が困難となっ た場合は、市長に報告しその指示を受けること。 (5) 補助事業の完了後 3 0 日以内に大津市生産性向上推進事業費補 助事業実績報告書を提出すること。

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2
項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第 6 号（第 8 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付で申請のあった大津市生産性向上推進事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
補助事業の目的 及び内容	
交 付 申 請 金 額	円
交付しないことと決定 した理由	

様式第 7 号（第 9 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第 8 号（第 9 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市生産性向上推進事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
変更する理由	
変更の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市生産性向上推進事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
承認した変更内容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産性向上
推進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則
第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
中止（廃止）の 承認年月日	

様式第 1 3 号（第 1 1 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
承認しないことと決定した理由	

様式第 15 号（第 12 条関係）

大津市生産性向上推進事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市生産性向上推進事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 14 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
事業着手日	年 月 日
事業完了日	年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	(1) 事業実施報告書（様式第 16 号） (2) 経費別決算額明細書（様式第 17 号） (3) 経費の支出を証する書類 (4) 購入後の設備、機器、備品等の状態が確認できる写真（これらの購入を行った場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類 <賃金引上げ枠補助金を申請する場合、以下の書類も添付すること。> (6) 賃上げ後における従業員の給与の支給明細が確認できる資料（賃金の支払者の氏名又は名称が確認できるものに限る。） (7) 賃上げ後における従業員の所定労働日数及び所定労働時間数が確認できる資料 (8) 賃金引上げ要件確認書（様式第 4 号の 2）（賃上げ後分に限る。）

事業実施報告書

補助事業の 名称		
事業実施担当者	担当者氏名：	職名：
実施した 補助事業の内容	(写真等を用いて、実施内容が具体的に分かるように記載)	
補助事業により 得られた効果	(業務効率化や省人化、地域のにぎわい創出、経済の活性化等、事業を実施したことにより得られた効果について数値等を用いて具体的に記載)	
賃上げの実施結果（賃金引上げ 枠補助金を申請 した場合のみ）	☐ 賃上げを達成できた。→証拠書類を添付 ☐ 賃上げが達成できなかった。→下記に理由を記入	
今後の展開	(ロードマップを踏まえ、今後の事業展開を数値等を用いて具体的に記載)	

※ 記載量により、複数ページにわたっても差し支えありません。

経費別決算額明細書

経費区分	内容	予算額	決算額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円

※ 必要に応じて行を追加してください。

大津市生産性向上推進事業費補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市生産性向上推進事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

印

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市生産性向上推進事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補助事業の名称		大津市生産性向上推進事業費補助事業
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口座番号	普通・当座
	口座名義	
添 付 書 類		振込先金融機関の通帳の写し

大津市生産性向上推進事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市生産性向上推進事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
交付決定(確定)金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定(確定)金額	円
取消しをした理由	

大津市生産性向上推進事業費補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津生産性向上推進事業費補助金
について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金 額	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補助事業の名称	大津市生産性向上推進事業費補助事業
交付決定金額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

（注） 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。

大津市生産性向上推進事業費補助事業財産処分承認申請書

（宛先）

大津市長

報告者 住所

氏名

電話番号

（法人の場合は、所在地並びに法人名及び代表者職・氏名）

年 月 日付けで交付を受けた大津市生産性向上推進事業費補助金に係る財産処分等の承認について、大津市生産性向上推進事業費補助金交付要綱第 1 7 条の規定により次のとおり申請します。

1 財産処分等を行う理由

--

2 財産処分等を行う財産

財産	購入金額
	円
	円
	円